

県民意見の募集について

計画等の案の名称	屋外広告物規制地域の指定
意見募集の趣旨	<p>静岡県屋外広告物条例では、特に沿道景観を保全する必要性が高いと考えられる道路の区間及びその周辺地域について、屋外広告物の表示等を規制しているところです。今回、供用開始する区間について、周辺の良好な景観の形成及び風致の維持のために、当該地域を屋外広告物の表示等に許可を要する地域（普通規制地域）として指定することとしました。</p> <p>そこで、この規制地域の指定案について、県民の皆様から広く意見募集を行うものです。</p>
意見の提出期間	令和8年1月29日（木）から令和8年2月12日（木）まで
意見の提出方法	<p>電子メール、ファックス、郵送又は持参のいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容についてお尋ねする場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp ・ファックス 054-221-3493 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課あて ・郵送又は持参 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課あて
問い合わせ先	<p>〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課景観づくり推進班 電話 054-221-3702 ファックス 054-221-3493 電子メール keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp</p>
備考	